

## 介護認定における介護認定審査会の簡素化について

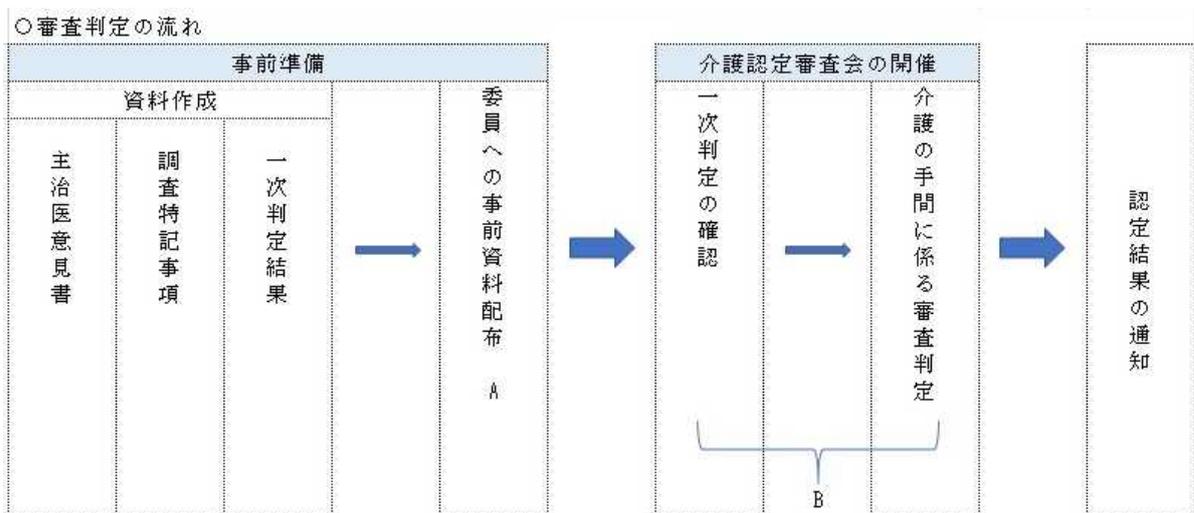
令和2年3月から、介護認定における介護認定審査会の簡素化を実施することとしましたので報告します。

### 1 介護認定審査会の簡素化とは

認定者数の増加に伴う要介護認定審査の事務量の増加に対し、その負担軽減の観点から、長期に渡り状態の安定している方に限って、介護認定審査会における二次判定の手続きを簡略化しようと国が示した考え方です。

次の要件に当てはまる方が簡素化の対象者となります。

- ① 第1号被保険者であること。
- ② 更新申請であること。
- ③ コンピュータ判定結果の要介護度が前回の認定結果の要介護度と一致していること。
- ④ 前回認定の有効期間が12か月以上であること。
- ⑤ コンピュータ判定結果が要介護1または要支援2の者の場合は、今回の状態安定性判定ロジックで「安定」と判定されていること。
- ⑥ コンピュータ判定結果の要介護認定等基準時間が「一段階重い要介護度に達するまで3分以内（重度化キワ3分以内）」でないこと。



通常の審査判定は、上記図の流れで行いますが、簡素化対象の審査判定は、上記図のA及びBを行わずに、介護認定審査会において簡素化対象者一覧の確認をしていただいたうえで、一次判定のと通りの要介護度を審査判定結果とします。

## 2 これまでの検討及び実施について

今年度開催した介護認定審査調整委員会（※）において、平成31年4月から令和2年1月までの認定データや、令和元年11月中旬から実施した簡素化の試行期間のデータ、その際の委員の皆様のご意見をいただいたうえで、ご議論をいただきました。

その結果、3月中旬以降に開催される介護認定審査会において順次、簡素化を実施することとなりました。

なお、本件の内容について、各居宅介護支援事業所ほかの市内事業所・施設及び市内の医療機関に対して、3月上旬に周知を行います。

※横須賀市介護保険条例に基づく、審査方法及び判定基準の均一化を図るための附属機関で、介護認定審査会委員のうちの5名で構成されています。